

京都府公立大学法人会計規則第 32 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 2 月 20 日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称、規格及び予定数量

ア 物品名 特A重油

イ 規格 J I S重油 1 種 1 号

ウ 予定数量

第 1 期 154,000 リットル

第 2 期 294,000 リットル

第 3 期 182,000 リットル

第 4 期 238,000 リットル

(2) 契約方法

単価契約とする。

(3) 納入期間

第 1 期 令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日

第 2 期 令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

第 3 期 令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日

第 4 期 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地

京都府立医科大学附属北部医療センター内 地下貯油槽

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地

京都府立医科大学附属北部医療センター内

京都府立医科大学事務局 北部経営企画課

電話及びFAX番号 (0772) 46-3371

(2) 入札説明書の交付期間及び時間

ア 交付期間（各期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

第 1 期 令和 6 年 2 月 20 日（火）～令和 6 年 2 月 29 日（木）

第 2 期 令和 6 年 5 月 24 日（金）～令和 6 年 6 月 3 日（月）

第 3 期 令和 6 年 8 月 23 日（金）～令和 6 年 9 月 2 日（月）

第 4 期 令和 6 年 11 月 22 日（金）～令和 6 年 12 月 2 日（月）

イ 交付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（正午～午後 1 時を除く。）とする。

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札への参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「燃料油」に登録されている者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）及び付随する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 1 の(1)に定める物品及び数量を 1 の(3)に定める納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者と認められる者であること。
- (4) 1 の(1)に定める物品及び数量の販売について、相当の実績を有する者であること。

5 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、申請書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格審査の公正を図るため、申請書等に関し、事務担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間及び時間 2 の(2)に同じ
- (2) 提出場所 2 の(1)に同じ
- (3) 提出方法 持参による。
- (4) 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格の確認通知

(1) 各期ごとに、次の日付で一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

第1期 令和6年3月4日（月）付け

第2期 令和6年6月5日（水）付け

第3期 令和6年9月4日（水）付け

第4期 令和6年12月4日（水）付け

(2) その他

資格確認審査の結果は令和6年度京都府立医科大学附属北部医療センターの特A重油購入に係る一般競争入札すべてにおいて有効とする。ただし、4の(1)及び(3)の資格を入札日までに喪失した者及び4の(2)の指名停止に該当する者は、入札に参加することができない。

7 入札参加資格を有するものの名簿への登載

4について入札参加資格を有すると認定された者は、令和6年度京都府立医科大学附属北部医療センター特A重油購入業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)及び(3)の資格を喪失した者並びに4の(2)の指名停止に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、3の入札に参加できない者に該当するに至ったとき、4の(1)及び(3)の資格を喪失した者、4の(2)の指名停止に該当するに至ったとき、又は当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者若しくは破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアか

らカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に物件の品質について粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするため、必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所等

ア 日時

第1期 令和6年3月8日(金) 午後1時30分

第2期 令和6年6月11日(火) 午後1時30分

第3期 令和6年9月10日(火) 午後1時30分

第4期 令和6年12月10日(火) 午後1時30分

イ 場所

京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地京都府立医科大学附属北部医療センター内
地域医療センター（本館3階北側）

(2) 入札の方法

入札書の持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「**特A重油1リットルの単価（税抜）**」の**金額**とする。

この金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の適用税率に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の（適用税率+100）分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とし又は入札者を失格とする。

なお、無効入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に参加することができない。

ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入

札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は入札対象物等
入札対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の
した入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入
札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いの
ある者のした入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

ア 京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格を
もって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、10の(1)のアに掲げる第1期
の入札に係る落札者の決定は、令和6年度予算の京都府議会及び京都府公立大学法人
理事会における議決を条件とし、令和6年4月1日付けで行うこととする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした
者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったと
きは、当該落札決定を取り消すことがある。

ウ 落札者には落札決定通知書を交付し、同書に記載する期限までに契約を締結しない
ときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

エ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、
当該入札者が入札の参加条件を満たし、かつ契約を確実に履行できるかどうかを照会
するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

オ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随
意契約に移行する場合がある。

(6) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、直ちに
再度入札を行うものとする。

イ 再度入札参加者は(2)から(5)までの方法により再度入札を行うものとする。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格以上の価格で入札した者は、失格
とする。

エ 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随
意契約に移行する場合がある。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 契約保証金

落札者は、契約単価に各期の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第 31 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しない場合は落札金額に各期の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

16 その他

- (1) 本件入札の実施については、1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札後であっても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 令和 6 年度予算が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。
- (4) 本件入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- (5) 本件入札に関する詳細は入札説明書等による。